

公表版

# 静岡県卸売市場関係資料

(令和5年度 青果・花き編)

令和7年3月

静岡県経済産業部農業局農業戦略課

# 目 次

## I 卸売市場の概要

1 総括	
(1) 卸売市場数	1
(2) 組織形態別開設者数	1
(3) 組織形態別卸売業者数	1
2 卸売市場の概要	
(1) 用地面積の規模別市場数	1
(2) 卸売場の規模別市場数	1
(3) 取扱金額の規模別市場数	1
3 卸売業者の概要	
(1) 常時従業者(常勤役員を含む)の数別卸売業者数	2
(2) 資本金の規模別卸売業者数	2
(3) 取扱金額の規模別卸売業者数	2
(4) 手数料別の卸売業者数	2
(5) 卸売業者の経営状況等	3
4 入荷の形態	
(1) 青果	4
(2) 花き	7
5 販売の形態	8
6 販売先の状況	8

## II 卸売市場の推移

1 青果卸売市場	
(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移	9
(2) 認定市場における総取扱金額の推移	9
(3) 認定市場における市場別青果取扱金額割合の推移	10
(4) 認定市場(中央+地方)における青果取扱数量・金額の推移	10
(5) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移	11
(6) 認定市場における買付比率の推移	13
(7) 認定市場における販売方法の推移	13
(8) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移	13
(9) 認定市場における卸売業者の収益性の推移	13
2 花き卸売市場	
(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移	14
(2) 認定市場における品目別取扱金額の推移	14
(3) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移	15
(4) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移	15
(5) 認定市場における卸売業者の収益性の推移	15

## III 卸売業者別の状況

1 青果	
(1) 市場別卸売業者の概要	16
2 花き	
(1) 市場別卸売業者の概要	18
3 県内卸売市場配置図(青果・花き)	19

## IV 参考

1 卸売市場法	20
2 卸売市場に関する基本方針	29
3 静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領	32

# I 卸売市場の概要

# 1 総括

## (1) 卸売市場数（令和6年3月現在）

市場区分	総合市場 (青果・水産物) (中央)	青果市場 (地方)	花き市場 (地方)	計
市場数	2	13	3	18

## (2) 組織形態別開設者数（令和6年3月現在）

市場区分		区分	公設(地方 公共団体)	準公設 (第3セクター)	事業協 同組合	農業協 同組合	株式会社	その他会社	個人	計
中央	青果		2							2
	花き				1		12			13
地方	青果						3			3
	花き									
計			2		1		15			18

## (3) 組織形態別卸売業者数（令和6年3月現在）

市場区分		区分	公設(地方 公共団体)	準公設 (第3セクター)	事業協 同組合	農業協 同組合	株式会社	その他会社	個人	計
中央	青果						3			3
	花き				1		12			13
地方	青果						3			3
	花き									
計					1		18			19

# 2 卸売市場の概要

## (1) 用地面積の規模別市場数

市場区分		用地面積	500 ㎡ 未満	500 ㎡ 以上	1000 ㎡ 以上	1500 ㎡ 以上	2000 ㎡ 以上	2500 ㎡ 以上	3000 ㎡ 以上	3500 ㎡ 以上	4000 ㎡ 以上	5000 ㎡ 以上	10000 ㎡ 以上	20000 ㎡ 以上	30000 ㎡ 以上	40000 ㎡ 以上	計
中央	青果															2	2
	花き					2	1	1		2	4	1	2				13
地方	青果											1	2				3
	花き																
計						2	1	1		2	5	3	2			2	18

## (2) 卸売場の規模別市場数

市場区分		卸売場面積	200 ㎡ 未満	200 ㎡ 以上	300 ㎡ 以上	330 ㎡ 以上	500 ㎡ 以上	700 ㎡ 以上	1000 ㎡ 以上	1200 ㎡ 以上	1500 ㎡ 以上	1700 ㎡ 以上	2000 ㎡ 以上	3000 ㎡ 以上	5000 ㎡ 以上	7000 ㎡ 以上	10000 ㎡ 以上	計	
中央	青果																	2	2
	花き		1				2	1	3	1	1	1	1	1		1		13	
地方	青果						1		1				1					3	
	花き													1					
計			1				3	1	4	1	1	1	2	1		1	2	18	

## (3) 取扱金額の規模別市場数

市場区分		取扱金額	取扱 実績 なし	5000 万円 未満	5000 万円 以上	1億円 以上	2億円 以上	3億円 以上	5億円 以上	7億円 以上	10億 円 以上	15億 円 以上	20億 円 以上	50億 円 以上	100億 円 以上	150億 円 以上	無回答	計
中央	青果														1	1		2
	花き				2	2	1	2	1	1	1		1	1				13
地方	青果												1	2				3
	花き																	
計					2	2	1	2	1	1	1	2	2	1	2	1		18

### 3 卸売業者の概要

#### (1) 常時従業者(常勤役員を含む)の数別卸売業者数

業者区分		従業員数							計
		5人以下	6~9人	10~30人	31~50人	51~70人	71~100人	101人以上	
中央	青果					1	2		3
地方	青果	2	5	4	2				13
	花き				1	2			3
計		2	5	4	3	3	2		19

#### (2) 資本金の規模別卸売業者数

業者区分		資本金											計	
		100万円以下	200万円以下	500万円以下	700万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	10,000万円以下	50,000万円以下		50,001万円以上
中央	青果								1		2			3
地方	青果			1		3	1	2	3	1	2			13
	花き										3			3
計				1		3	1	2	4	1	7			19

#### (3) 取扱金額の規模別卸売業者数

業者区分		取扱実績なし	取扱金額												無回答	計	
			5000万円未満	5000万円以上	1億円以上	2億円以上	3億円以上	5億円以上	7億円以上	10億円以上	15億円以上	20億円以上	50億円以上	100億円以上			150億円以上
中央	青果														3		3
地方	青果		2	2	1	2	1	1	1	1	1		1	1			13
	花き											1	2				3
計			2	2	1	2	1	1	1	1	2	2	1	4			19

#### (4) 手数料別の卸売業者数

業者区分		品目別手数料	野菜							計	
			7%未満	7%以上	8%以上	8.5%	8.6%以上	9%以上	無回答		
中央	青果						3				3
地方	青果			1	9	1			2		13
	花き										

業者区分		品目別手数料	果物					計
			7%未満	7%	7.1%以上	8%以上	9%以上	
中央	青果			3				3
地方	青果			4		7	2	13
	花き							

業者区分		品目別手数料	花き						計
			7%未満	7%以上	8%以上	9%以上	10%以上	11%以上	
中央	青果								
地方	青果								
	花き						3		3

注：手数料については、各業者からの報告の最高手数料率により分類した。

(5) 卸売業者の経営状況等

区分		売上総利益率 < 売上総利益 / 総売上高 (=取扱高) >											
		△5%未満	△5%以上 △3%未満	△3%以上 △1%未満	△1%以上 0%未満	0%以上	1%以上	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	無回答	計
中央	青果								2	1			3
地方	青果								2	2	9		13
	花き										3		3
計									4	3	12		19

区分		出荷奨励金交付率 < 出荷奨励金 / 総売上高 (=取扱高) >						
		0.5%未満	0.5%以上	1.0%以上	1.5%以上	無	無回答	計
中央	青果		3					3
地方	青果	7				6		13
	花き	2		1				3
計		9	3	1		6		19

区分		完納奨励金交付率 < 完納奨励金 / 総売上高 (=取扱高) >						
		0.5%未満	0.5%以上	1.0%以上	1.5%以上	無	無回答	計
中央	青果		3					3
地方	青果	8	1			4		13
	花き					3		3
計		8	4			7		19

区分		人件費率 < 人件費 / 総売上高 (=取扱高) >										
		1%未満	1%以上	1.5%以上	2%以上	2.5%以上	3%以上	3.5%以上	4%以上	5%以上	無回答	計
中央	青果						3					3
地方	青果	1					1		4	7		13
	花き									3		3
計		1					4		4	10		19

区分		当期利益率 < 当期純利益 / 総売上高 (=取扱高) >													
		△10%未満	△10%以上	△5%以上	△3%以上	△1%以上	△0.5%以上	0%以上	0.5%以上	1%以上	3%以上	5%以上	10%以上	無回答	計
中央	青果							3							3
地方	青果		2		1		1	5	3		1				13
	花き					1	1	1							3
計			2		1	1	2	9	3		1				19

4 入荷の形態  
(1) 青果  
中央卸売市場

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人 生産者	野菜	トン	2,653	52	2,705	224		224	2		2	2,879	52	2,931
		百万円	465	17	482	16		16				481	17	498
	果実	トン	1,616	11	1,627	41		41				1,657	11	1,668
		百万円	513	14	527	58		58				571	14	585
商人又 は商社	野菜	トン	1,704	943	2,647	7,780	18,862	26,642	166	952	1,118	9,650	20,757	30,407
		百万円	992	146	1,138	2,075	4,097	6,172	122	293	415	3,189	4,536	7,725
	果実	トン	323	131	454	2,072	1,359	3,431		7,838	7,838	2,395	9,328	11,723
		百万円	98	74	172	766	763	1,529		2,081	2,081	864	2,918	3,782
任意 組合	野菜	トン	7,275		7,275	1,828	58	1,886				9,103	58	9,161
		百万円	795		795	200	18	218				995	18	1,013
	果実	トン	382	24	406	334	1	335				716	25	741
		百万円	108	31	139	121	1	122				229	32	261
協同組 合及び 同連合 会	野菜	トン	6,680	327	7,007	35,534	2,498	38,032				42,214	2,825	45,039
		百万円	2,484	60	2,544	8,057	378	8,435				10,541	438	10,979
	果実	トン	7,742	28	7,770	5,056	533	5,589				12,798	561	13,359
		百万円	4,312	26	4,338	3,164	215	3,379				7,476	241	7,717
中央卸 売市場 からの 転送	野菜	トン		704	704	676	959	1,635		3	3	676	1,666	2,342
		百万円		203	203	224	256	480				224	459	683
	果実	トン		290	290	132	377	509		198	198	132	865	997
		百万円		150	150	64	198	262		89	89	64	437	501
中央卸 売市場 以外の 市場か らの転 送	野菜	トン		122	122		1,776	1,776		10	10		1,908	1,908
		百万円		66	66		746	746		5	5		817	817
	果実	トン		100	100		213	213		35	35		348	348
		百万円		112	112		121	121		18	18		251	251
その他	野菜	トン	9	8,055	8,064	3	3,403	3,406		2	2	12	11,460	11,472
		百万円	11	1,600	1,611	7	621	628	1	15	16	19	2,236	2,255
	果実	トン		1,935	1,935		477	477		137	137		2,549	2,549
		百万円		1,068	1,068		566	566		14	14		1,648	1,648
合計	野菜	トン	18,321	10,203	28,524	46,045	27,556	73,601	168	967	1,135	64,534	38,726	103,260
		百万円	4,747	2,092	6,839	10,579	6,116	16,695	123	313	436	15,449	8,521	23,970
	果実	トン	10,063	2,519	12,582	7,635	2,960	10,595		8,208	8,208	17,698	13,687	31,385
		百万円	5,031	1,475	6,506	4,173	1,864	6,037		2,202	2,202	9,204	5,541	14,745

## 地方卸売市場

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人 生産者	野菜	トン	11,700	133	11,833	1,062	1,461	2,523	9	10	19	12,771	1,604	14,375
		百万円	2,675	99	2,774	274	409	683	1	10	11	2,950	518	3,468
	果実	トン	4,279	49	4,328	442	433	875	17	20	37	4,738	502	5,240
		百万円	1,498	24	1,522	179	259	438	11	15	26	1,688	298	1,986
商人又 は商社	野菜	トン	901	399	1,300	4,049	7,000	11,049	140	446	586	5,090	7,845	12,935
		百万円	312	157	469	1,009	1,768	2,777	52	183	235	1,373	2,108	3,481
	果実	トン	142	205	347	1,291	642	1,933	81	1,163	1,244	1,514	2,010	3,524
		百万円	45	84	129	572	273	845	25	448	473	642	805	1,447
任意 組合	野菜	トン	1,240	61	1,301	405	508	913				1,645	569	2,214
		百万円	246	14	260	53	80	133				299	94	393
	果実	トン	502	7	509	210	68	278				712	75	787
		百万円	457	4	461	159	28	187				616	32	648
協同組 合及び 同連合 会	野菜	トン	4,063	99	4,162	5,247	2,543	7,790				9,310	2,642	11,952
		百万円	1,444	74	1,518	1,512	428	1,940				2,956	502	3,458
	果実	トン	2,422	24	2,446	1,015	105	1,120				3,437	129	3,566
		百万円	1,331	13	1,344	621	75	696				1,952	88	2,040
中央卸 売市場 からの 転送	野菜	トン	119	623	742	423	4,865	5,288	11	32	43	553	5,520	6,073
		百万円	43	120	163	129	1,796	1,925	3	12	15	175	1,928	2,103
	果実	トン	26	857	883	112	1,979	2,091	41	76	117	179	2,912	3,091
		百万円	9	408	417	34	1,080	1,114	12	37	49	55	1,525	1,580
中央卸 売市場 以外の 市場か らの転 送	野菜	トン	374	47	421	708	747	1,455				1,082	794	1,876
		百万円	94	20	114	130	160	290				224	180	404
	果実	トン	189	75	264	361	202	563				550	277	827
		百万円	93	56	149	234	126	360				327	182	509
その他	野菜	トン	165	7	172		521	521				165	528	693
		百万円	31	2	33		125	125				31	127	158
	果実	トン	54	20	74		37	37				54	57	111
		百万円	18	5	23		18	18				18	23	41
合計	野菜	トン	18,562	1,369	19,931	11,894	17,645	29,539	160	488	648	30,616	19,502	50,118
		百万円	4,845	486	5,331	3,107	4,766	7,873	56	205	261	8,008	5,457	13,465
	果実	トン	7,614	1,237	8,851	3,431	3,466	6,897	139	1,259	1,398	11,184	5,962	17,146
		百万円	3,451	594	4,045	1,799	1,859	3,658	48	500	548	5,298	2,953	8,251



## 全体（中央＋地方）

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人 生産者	野菜	トン	14,353	185	14,538	1,286	1,461	2,747	11	10	21	15,650	1,656	17,306
		百万円	3,140	116	3,256	290	409	699	1	10	11	3,431	535	3,966
	果実	トン	5,895	60	5,955	483	433	916	17	20	37	6,395	513	6,908
		百万円	2,011	38	2,049	237	259	496	11	15	26	2,259	312	2,571
商人又 は商社	野菜	トン	2,605	1,342	3,947	11,829	25,862	37,691	306	1,398	1,704	14,740	28,602	43,342
		百万円	1,304	303	1,607	3,084	5,865	8,949	174	476	650	4,562	6,644	11,206
	果実	トン	465	336	801	3,363	2,001	5,364	81	9,001	9,082	3,909	11,338	15,247
		百万円	143	158	301	1,338	1,036	2,374	25	2,529	2,554	1,506	3,723	5,229
任意 組合	野菜	トン	8,515	61	8,576	2,233	566	2,799				10,748	627	11,375
		百万円	1,041	14	1,055	253	98	351				1,294	112	1,406
	果実	トン	884	31	915	544	69	613				1,428	100	1,528
		百万円	565	35	600	280	29	309				845	64	909
協同組 合及び 同連合 会	野菜	トン	10,743	426	11,169	40,781	5,041	45,822				51,524	5,467	56,991
		百万円	3,928	134	4,062	9,569	806	10,375				13,497	940	14,437
	果実	トン	10,164	52	10,216	6,071	638	6,709				16,235	690	16,925
		百万円	5,643	39	5,682	3,785	290	4,075				9,428	329	9,757
中央卸 売市場 からの 転送	野菜	トン	119	1,327	1,446	1,099	5,824	6,923	11	35	46	1,229	7,186	8,415
		百万円	43	323	366	353	2,052	2,405	3	12	15	399	2,387	2,786
	果実	トン	26	1,147	1,173	244	2,356	2,600	41	274	315	311	3,777	4,088
		百万円	9	558	567	98	1,278	1,376	12	126	138	119	1,962	2,081
中央卸 売市場 以外の 市場か らの転 送	野菜	トン	374	169	543	708	2,523	3,231		10	10	1,082	2,702	3,784
		百万円	94	86	180	130	906	1,036		5	5	224	997	1,221
	果実	トン	189	175	364	361	415	776		35	35	550	625	1,175
		百万円	93	168	261	234	247	481		18	18	327	433	760
その他	野菜	トン	174	8,062	8,236	3	3,924	3,927		2	2	177	11,988	12,165
		百万円	42	1,602	1,644	7	746	753	1	15	16	50	2,363	2,413
	果実	トン	54	1,955	2,009		514	514		137	137	54	2,606	2,660
		百万円	18	1,073	1,091		584	584		14	14	18	1,671	1,689
合計	野菜	トン	36,883	11,572	48,455	57,939	45,201	103,140	328	1,455	1,783	95,150	58,228	153,378
		百万円	9,592	2,578	12,170	13,686	10,882	24,568	179	518	697	23,457	13,978	37,435
	果実	トン	17,677	3,756	21,433	11,066	6,426	17,492	139	9,467	9,606	28,882	19,649	48,531
		百万円	8,482	2,069	10,551	5,972	3,723	9,695	48	2,702	2,750	14,502	8,494	22,996

(2) 花 き  
地方卸売市場

区分 入荷先	換算しない実数 品目 (千本)(千鉢)(千本) 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	
個人 生産者	切花	千本	6,752	203	6,955	13,474	7	13,481				20,226	210	20,436
		百万円	708	109	817	970	4	974				1,678	113	1,791
	鉢物	千鉢	3,052		3,052	5,120	13	5,133				8,172	13	8,185
		百万円	250	31	281	1,372	40	1,412				1,622	71	1,693
	花木	千本												
		百万円												
商人又 は商社	切花	千本		4	4	172		172	14,131	157	14,288	14,303	161	14,464
		百万円		1	1	15		15	799	68	867	814	69	883
	鉢物	千鉢				7		7				7		7
		百万円				3		3				3		3
	花木	千本												
		百万円												
任意 組合	切花	千本				468		468				468		468
		百万円				381		381				381		381
	鉢物	千鉢	42		42							42		42
		百万円	4		4							4		4
	花木	千本												
		百万円												
協同組 合及び 同連合 会	切花	千本	4,372		4,372	30,646		30,646				35,018		35,018
		百万円	361	9	370	2,022	286	2,308				2,383	295	2,678
	鉢物	千鉢				208		208				208		208
		百万円				185	5	190				185	5	190
	花木	千本												
		百万円												
中央卸 売市場 からの 転送	切花	千本				388		388				388		388
		百万円				43		43				43		43
	鉢物	千鉢				36		36				36		36
		百万円				58	4	62				58	4	62
	花木	千本												
		百万円												
中央卸 売市場 以外の 市場か らの転 送	切花	千本					360	360					360	360
		百万円					66	66					66	66
	鉢物	千鉢					1	1					1	1
		百万円					5	5					5	5
	花木	千本												
		百万円												
その他	切花	千本	23		23	17		17				40		40
		百万円	1		1	1		1				2		2
	鉢物	千鉢	11		11							11		11
		百万円												
	花木	千本	2		2	4		4				6		6
		百万円	1		1	10		10				11		11
合計	切花	千本	11,147	207	11,354	45,165	367	45,532	14,131	157	14,288	70,443	731	71,174
		百万円	1,070	119	1,189	3,432	356	3,788	799	68	867	5,301	543	5,844
	鉢物	千鉢	3,105		3,105	5,371	14	5,385				8,476	14	8,490
		百万円	254	31	285	1,618	54	1,672				1,872	85	1,957
	花木	千本	2		2	4		4				6		6
		百万円	1		1	10		10				11		11

## 5 販売の形態

### (1) 中央卸売市場

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	16,731	3,397	1,760	701	13,100	3,030			71,669	16,842	103,260	23,970
果実	6,459	2,878	1,655	875	6,486	2,891			16,785	8,101	31,385	14,745
計		6,275		1,576		5,921				24,943		38,715

### (2) 地方卸売市場

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	13,570	3,228	5,629	1,405	29,416	8,555	1,131	200	371	77	50,117	13,465
果実	5,495	2,343	1,990	940	9,391	4,875	168	58	102	35	17,146	8,251
花き	16,980	1,186	9,443	1,299	53,247	4,802				525	79,670	7,812
計		6,757		3,644		18,232		258		637		29,528

### (3) 全体

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	30,301	6,625	7,389	2,106	42,516	11,585	1,131	200	72,040	16,919	153,377	37,435
果実	11,954	5,221	3,645	1,815	15,877	7,766	168	58	16,887	8,136	48,531	22,996
花き	16,980	1,186	9,443	1,299	53,247	4,802				525	79,670	7,812
計		13,032		5,220		24,153		258		25,580		68,243

## 6 販売先の状況

### (1) 中央卸売市場

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	16,105	4,161	3,704	23,970
果実	8,236	3,842	2,667	14,745
計	24,341	8,003	6,371	38,715

### (2) 地方卸売市場

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	511	12,474	480	13,465
果実	100	7,433	718	8,251
花き	141	7,264	407	7,812
計	752	27,171	1,605	29,528

### (3) 全体

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	16,616	16,635	4,184	37,435
果実	8,336	11,275	3,385	22,996
花き	141	7,264	407	7,812
計	25,093	35,174	7,976	68,243

## Ⅱ 卸売市場の推移

# 1 青果卸売市場

## (1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移（各年4月1日現在）

単位：市場、社

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者
中央市場	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
地方市場	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	13	13
その他市場	4	4	4	4	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	21	22	21	22	21	22	16	17	16	17	16	17	15	16

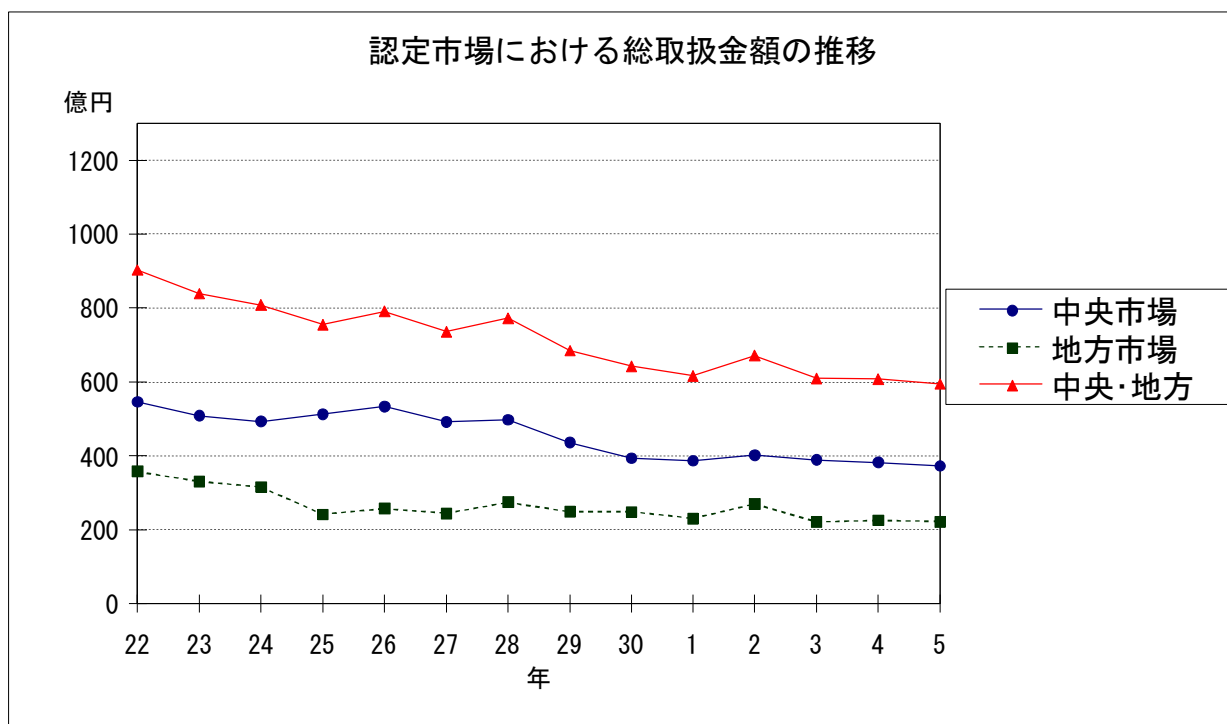
注：令和2年からその他市場を調査対象から除外

## (2) 認定市場における総取扱金額の推移

単位：億円

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中央市場	546	508	493	513	534	492	498	436	394	387	402	389	382	372
地方市場	357	330	315	241	257	244	274	249	248	230	270	221	225	222
合計	903	838	808	754	791	736	772	685	642	617	672	610	607	594

注：野菜、果実以外の従たる品目の取扱金額を含む



### (3) 認定市場における市場別青果取扱金額割合の推移

単位：％

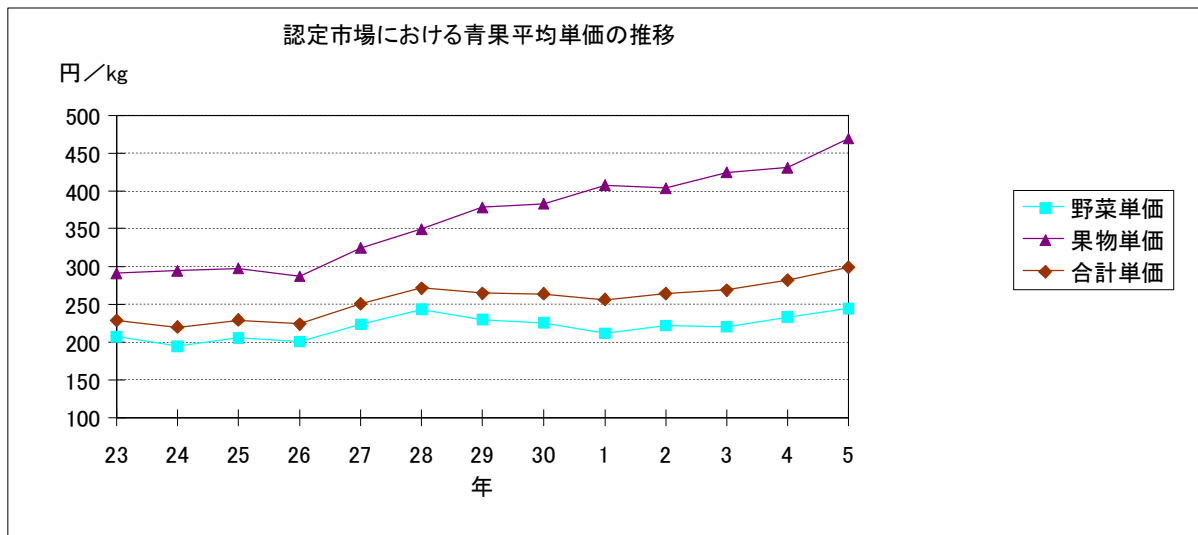
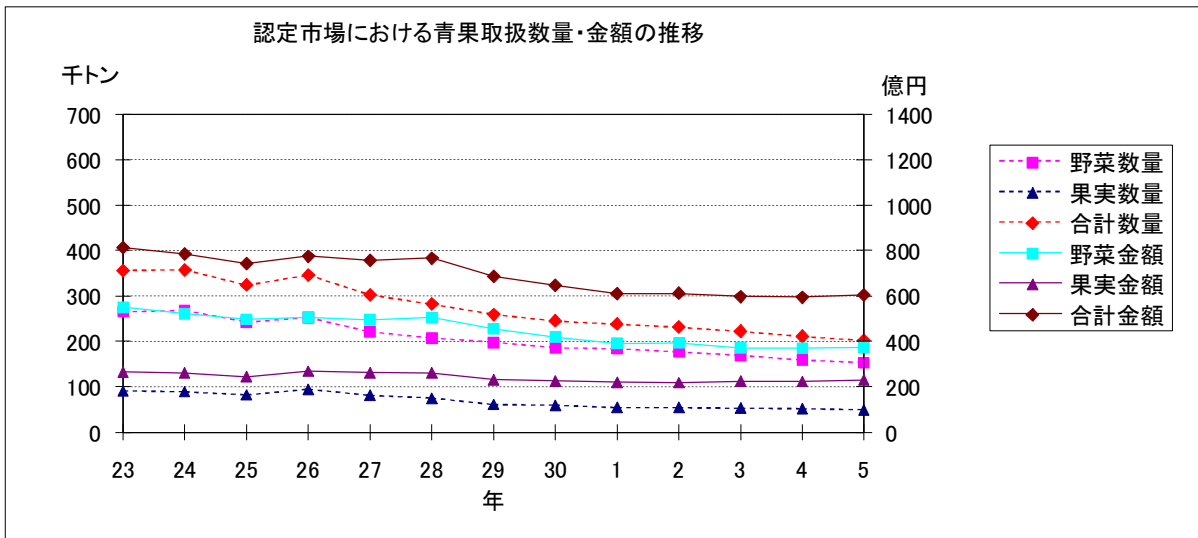
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中央市場	68	67	65	64	61	63	60	64	63	63
地方市場	32	33	35	36	39	37	40	36	37	37
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注：小数点1位を四捨五入処理しているため、合計が100%に一致しない場合もある。

### (4) 認定市場（中央＋地方）における青果取扱数量・金額の推移

単位：千トン、億円、円/kg

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
野菜	数量	265	268	242	252	221	207	198	186	184	177	169	159	153
	金額	549	522	498	505	494	504	455	420	390	393	372	371	374
	平均単価	207	195	206	200	224	243	230	226	212	222	220	233	244
果実	数量	91	89	82	94	81	75	61	59	54	54	53	52	49
	金額	265	262	244	270	263	262	231	226	220	218	225	224	230
	平均単価	291	294	298	287	325	349	379	383	407	404	425	431	469
合計	数量	356	357	324	346	302	282	259	245	238	231	222	211	202
	金額	814	784	742	775	757	766	686	646	610	611	597	595	604
	平均単価	229	220	229	224	251	272	265	264	256	265	269	282	299



(5) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移

ア 野菜

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
中央市場	県内産	地場	7.9	6.2	6.2	5.6	5.7	5.7	5.3
		系統	10.2	9.9	13.3	10.5	11.7	12.2	10.6
		転送	1.2	1.6	1.8	4.9	1.2	1.1	1.1
		その他	6.3	6.0	7.2	7.9	9.1	10.3	11.5
		小計	25.6	23.7	28.6	28.9	27.7	29.2	28.5
	県外産	系統	33.7	39.0	34.8	37.6	37.1	33.7	35.2
		転送	7.9	8.5	8.3	3.9	5.1	5.3	5.1
		その他	32.8	28.8	28.3	29.6	30.0	31.7	31.1
		小計	74.4	76.3	71.4	71.1	72.3	70.8	71.5
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
地方市場	県内産	地場	23.4	23.5	23.8	23.2	23.4	22.9	22.5
		系統	10.3	9.5	10.5	10.2	10.8	11.2	11.3
		転送	4.1	2.7	2.7	2.6	2.2	2.6	2.1
		その他	6.8	5.1	4.8	4.0	4.3	3.8	3.7
		小計	44.6	40.9	41.7	40.0	40.7	40.5	39.6
	県外産	系統	9.5	14.0	15.0	14.1	14.9	13.9	14.4
		転送	17.4	16.5	15.2	15.7	15.3	13.9	16.6
		その他	28.4	28.6	28.1	30.1	29.1	31.7	29.4
		小計	55.4	59.1	58.3	60.0	59.3	59.5	60.4
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
中央・地方 合計	県内産	地場	13.4	12.6	12.5	12.1	12.0	12.1	11.5
		系統	10.2	9.8	12.3	10.4	11.4	11.8	10.9
		転送	2.2	2.0	2.2	4.0	1.5	1.6	1.5
		その他	6.5	5.7	6.4	6.5	7.4	7.9	8.7
		小計	32.3	30.1	33.3	33.0	32.4	33.4	32.5
	県外産	系統	25.2	29.7	27.7	29.0	29.2	26.4	27.7
		転送	11.3	11.4	10.8	8.2	8.8	8.5	9.2
		その他	31.2	28.7	28.2	29.8	29.7	31.7	30.5
		小計	67.7	69.9	66.7	67.0	67.6	66.6	67.5
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\*（注1）地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

\*（注2）小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が100%に一致しない場合もある。

## イ 果 実

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
中央市場	県内産	地場	5.3	5.9	5.1	4.9	4.9	4.6	4.5
		系統	31.0	33.1	31.0	30.5	29.9	29.6	29.4
		転送	4.5	4.5	3.7	5.5	1.3	1.7	1.8
		その他	2.2	1.6	2.4	4.3	7.5	8.5	8.4
		小計	43.0	45.2	42.2	45.2	43.5	44.4	44.1
	県外産	系統	26.0	25.5	26.2	24.3	24.2	23.6	22.9
		転送	5.5	5.3	6.4	4.1	3.4	3.8	3.3
		その他	25.4	24.0	25.2	26.4	28.9	28.2	29.6
		小計	57.0	54.8	57.8	54.8	56.5	55.6	55.9
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
地方市場	県内産	地場	22.9	21.6	22.1	22.2	23.4	24.9	24.0
		系統	16.0	16.1	15.4	15.2	14.3	15.7	16.3
		転送	7.5	7.1	5.9	6.4	7.5	7.4	6.9
		その他	4.1	2.7	2.5	1.8	2.0	1.6	1.8
		小計	50.5	47.4	46.0	45.6	47.3	49.6	49.0
	県外産	系統	9.8	9.5	9.2	8.4	8.7	8.1	8.4
		転送	18.6	19.9	21.3	20.2	20.8	18.0	18.5
		その他	21.1	23.1	23.4	25.8	23.2	24.3	24.1
		小計	49.5	52.6	54.0	54.4	52.7	50.4	51.0
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
中央・地方 合計	県内産	地場	12.0	11.7	11.4	11.4	11.7	12.0	11.5
		系統	25.3	26.8	25.2	24.8	24.2	24.6	24.7
		転送	5.6	5.5	4.5	5.8	3.5	3.8	3.6
		その他	2.9	2.0	2.4	3.4	5.5	6.0	6.1
		小計	45.9	46.0	43.6	45.3	44.9	46.3	45.9
	県外産	系統	19.8	19.5	19.9	18.4	18.5	17.9	17.7
		転送	10.5	10.8	11.9	10.1	9.8	9.0	8.8
		その他	23.8	23.7	24.5	26.2	26.8	26.8	27.6
		小計	54.1	54.0	56.4	54.7	55.1	53.7	54.1
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\*（注1）地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

\*（注2）小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が一致しない場合もある。



(6) 認定市場における買付比率の推移

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中央	野菜	36.9	33.0	33.2	34.8	35.7	35.9	35.5
	果実	34.1	30.8	32.3	34.7	35.8	37.1	37.6
	合計	38.8	36.0	32.2	32.9	34.8	35.7	36.3
地方	野菜	36.7	37.1	37.2	40.5	39.3	41.3	40.5
	果実	34.0	37.5	38.7	41.3	38.4	36.4	35.8
	合計	38.8	35.7	37.2	37.8	40.8	38.9	38.7
合計	野菜	36.8	34.5	34.6	36.9	37.0	37.9	37.3
	果実	34.1	33.3	34.7	37.1	36.7	36.8	36.9
	合計	38.8	35.9	34.1	34.7	37.0	36.9	37.2

(7) 認定市場における販売方法の推移

ア 中央

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
野菜	せり	13.0	13.5	15.5	12.9	13.1	13.4	14.2
	相対	87.0	86.5	84.5	87.1	86.9	86.6	85.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
果実	せり	16.2	15.3	15.8	19.2	18.8	18.2	19.5
	相対	83.8	84.7	84.2	80.8	81.2	81.8	80.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 地方

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
野菜	せり	31.5	28.5	28.3	26.0	26.9	24.4	24.0
	相対	68.5	71.5	71.7	74.0	73.1	75.6	76.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
果実	せり	32.1	30.4	28.2	27.4	29.1	28.6	28.4
	相対	67.9	69.6	71.8	72.6	70.9	71.4	71.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\* 「相対」は「I卸売市場の概要」中「5販売の形態」の相対（先取り）、相対（予約・注文）、相対（定価）、相対（その他）の合計

(8) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移

単位：社

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
100億円以上	4	4	3	3	3	4	4
20億円以上～100億円未満	2	2	3	4	2	1	1
20億円未満	12	12	12	10	12	12	11
計	18	18	18	17	17	17	16

(9) 認定市場における卸売業者の収益性の推移

単位：％，百万円

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
売上総利益率	中央	6.17	6.58	6.44	6.46	6.28	6.22	6.88
	地方	9.97	10.10	10.26	8.83	10.57	10.45	10.49
	計	5.74	7.55	7.94	7.86	7.41	7.83	8.23
営業利益率	中央	0.07	0.02	-0.17	0.41	0.16	0.03	0.13
	地方	0.51	0.32	-0.03	0.07	-0.06	0.09	-0.05
	計	0.29	0.23	0.13	-0.12	0.27	0.08	0.06
従業員1人当り年間取扱金額	中央	169	158	162	172	168	165	166
	地方	110	100	91	97	91	92	105
	計	147	142	129	126	131	129	136

\* 売上総利益率＝売上総利益÷取扱高×100

\* 取扱高に対する総利益の割合、収益性を示す

営業利益率＝営業利益÷取扱高×100

\* 取扱高に対する営業利益の割合、収益性・経営能率を示す

## 2 花き卸売市場

### (1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移（各年4月1日現在）

単位：市場、社

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者
地方市場	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他市場	3	2	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	6	5	6	5	6	5	3	3	3	3	3	3	3	3

注：市場数には分場数を含む。また、その他市場のうち1市場の開設者・卸売業者は、地方市場の開設者・卸売業者でもある。

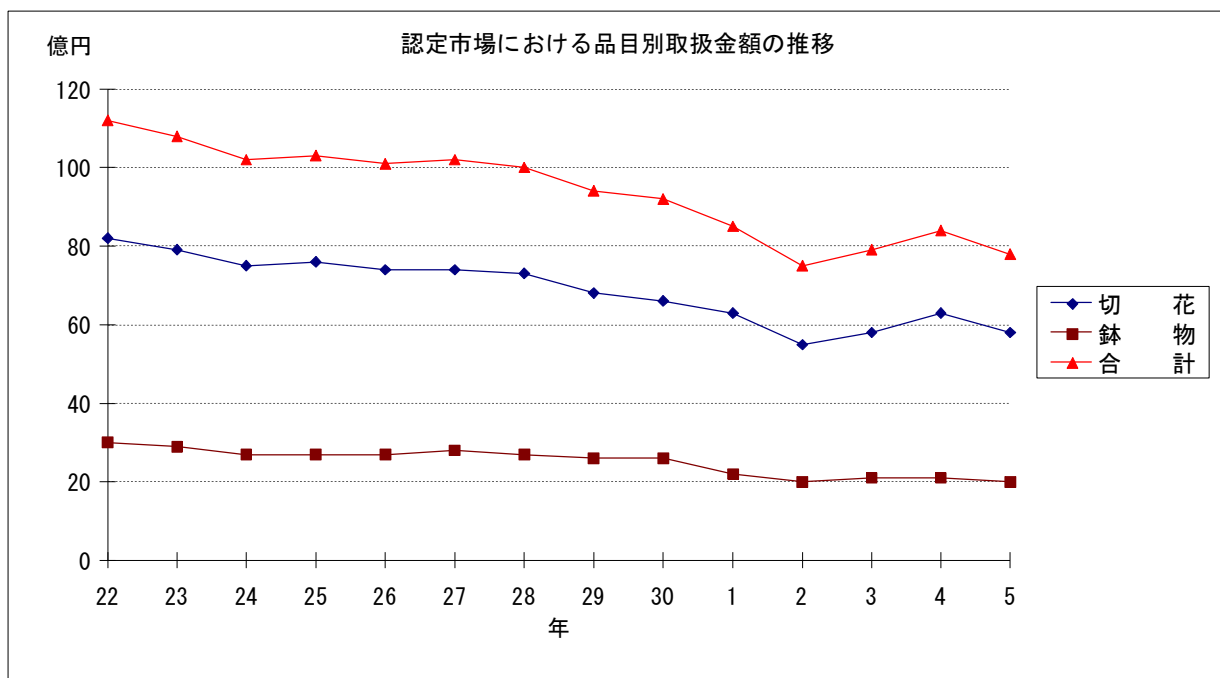
注：令和2年からその他市場を調査対象から除外

### (2) 認定市場における品目別取扱金額の推移

単位：億円

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
切花	82	79	75	76	74	74	73	68	66	63	55	58	63	58
鉢物	30	29	27	27	27	28	27	26	26	22	20	21	21	20
その他(花木)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	112	108	102	103	101	102	100	94	92	85	75	79	84	78

(注) 「その他」については花木のみのため、「市場別卸売業者の概要」中の数値とは異なる



### (3) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移

#### ア 切花

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
県内産	地場	15.0	15.7	16.1	14.8	14.9	14.6	14.0
	系統	6.7	6.3	6.4	5.8	6.0	5.9	6.3
	転送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.4	0.4	0.6	0.5	0.1	0.0	0.0
	小計	22.2	22.4	23.1	21.1	21.0	20.5	20.3
県外産	系統	44.6	41.5	41.9	43.4	42.0	42.0	39.5
	転送	1.4	1.5	1.6	1.5	2.0	1.5	1.9
	その他	32.0	34.6	33.4	34.1	35.0	36.0	38.3
	小計	78.0	77.6	76.9	78.9	79.0	79.5	79.7
計		100.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

#### イ 鉢物

単位：％

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
県内産	地場	23.3	21.4	23.3	22.1	22.1	22.2	14.6
	系統	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	転送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	23.3	21.4	23.3	22.2	22.1	22.2	14.6
県外産	系統	4.8	4.9	1.3	1.0	1.1	1.3	9.7
	転送	1.4	1.7	1.7	3.4	2.5	1.2	3.4
	その他	70.5	71.9	73.6	73.4	74.2	75.3	72.3
	小計	76.7	78.6	76.7	77.8	77.9	77.8	85.4
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

\*（注1）地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

\*（注2）小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が一致しない場合もある。

### (4) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移

単位：社

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
20億円以上	3	2	2	2	2	2	2
20億円未満	0	1	1	1	1	1	1
計	3	3	3	3	3	3	3

### (5) 認定市場における卸売業者の収益性の推移

単位：％，百万円

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
売上総利益率	10.94	10.95	11.27	11.20	11.02	10.98	11.30
営業利益率	-0.23	-0.43	-0.28	0.05	0.41	0.49	-0.44
従業員1人当り 年間取扱金額	48.02	49.41	46.25	44.67	48.98	51.14	49.74

（注）売上総利益率＝売上総利益÷取扱高×100

\* 取扱高に対する総利益の割合、収益性を示す

営業利益率＝営業利益÷取扱高×100

\* 取扱高に対する営業利益の割合、収益性・経営能率を示す

### Ⅲ 卸売業者別の状況

# 1 青果

## (1) 市場別卸売業者の概要

区分	番号	市場名 (開設者名)	開設区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 F A X	せり 開始 時刻	資本金 (百万円)	上段：取扱量(トン) 中段：取扱高(百万円) 下段：手数料率(%)				県内産 取扱量 (%) 上：野 菜 下：果 実	輸入品 取扱量 (%) 上：野 菜 下：果 実	施設規模(m <sup>2</sup> )			仲 卸 業 者	買受人  ( )内は 常時再掲
									野菜	果実	その他	計			用地	卸売場	駐車場		
中央	1	静岡市中央卸売市場 (静岡市)	公設	〈〒420-0922〉 静岡市葵区 流通セン ター1-1	静岡V F ㈱ 代表取締役社長 関原 秀夫	〈054〉 263-3021 261-6094	5:00	80	41,853	6,373	373	48,599	23.8	1.9	173,961	17,120	44,296	11	160
								72	9,605 8.5	3,087 7.0	186 —	12,878	42.2	8.6					(83)
中央	2	浜松市中央卸売市場 (浜松市)	公設	〈〒435-0023〉 浜松市中央 区新貝町 239-1	㈱浜中 代表取締役社長 山下 茂春	〈053〉 427-7051 427-7167	6:30	30	25,391	13,286	879	39,556	24.0	2.8	165,068	24,727	63,700	11	284
								70	6,175 8.5	5,990 7.0	190 —	12,355	42.7	14.6					(82)
中央	3				浜松青果㈱ 代表取締役社長 松井 英司	〈053〉 427-7000 427-7031	6:30	60	36,016	11,726	860	48,602	37.5	1.0					162
								82	8,190 8.5	5,668 7.0	285 —	14,143	46.7	18.8					(108)
中央小計								170	103,260	31,385	2,112	136,757	28.5	1.8	/			22	606
								224	23,970	14,745	661	39,376	44.1	14.9					(273)
地方	1	〔地〕下田青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒415-0037〉 下田市数根 4-15	㈱下田青果 代表取締役社長 中村 良彦	〈0558〉 22-3310 22-6650	8:00	20	238	164	14	416	15.2	4.0	2,550	829	1,578		28
								7	99 8.0	51 7.0	16 —	166	29.4	19.6					(20)
地方	2	〔地〕三島青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒411-0015〉 三島市市山 新田144-1	三島青果㈱ 代表取締役 宮澤 誠	〈055〉 971-2500 971-2958	7:00	30	13,038	4,690	359	18,087	43.3	2.0	10,707	3,313	6,347		165
								40	3,565 8.5	2,383 7.0	191 —	6,139	43.0	10.5					(128)
地方	3	〔地〕東海青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒419-0124〉 田方郡函南 町塚本743-1	東海食品青果㈱ 代表取締役社長 井村 大輔	〈055〉 979-4300 979-4305	7:30	18	778	589	54	1,421	44.8	2.9	7,035	1,168	143		95
								7	239 7.0	305 7.0	12 —	556	18.0	10.8					(37)
地方	4	〔地〕沼津中央青果 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒410-0312〉 沼津市原 2608-56	沼津中央青果㈱ 代表取締役社長 櫻田 光雄	〈055〉 915-2323 915-2329	5:30	90	21,205	6,705	571	28,481	30.2	2.1	27,295	7,641	14,489		232
								50	6,333 8.0	3,520 8.0	151 —	10,004	46.0	6.1					(148)
地方	5	〔地〕岳南富士〔地〕 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒417-0031〉 富士市市島 100	富士中央青果㈱ 代表取締役社長 小林 充	〈0545〉 53-7011 53-8172	6:45	45	5,653	1,079	—	6,732	34.2	1.9	26,013	2,506	6,800	5	105
								23	1,264 8.0	451 7.0	—	1,715	59.2	0.7					(69)
地方	6	〔地〕富士青果 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒416-0908〉 富士市柚木 292	㈱富士青果食品 市場 代表取締役 佐野 昌志	〈0545〉 61-4027 61-7336	7:00	30	721	606	136	1,463	49.7	—	3,064	1,313	2,006		52
								8	181 8.0	223 8.0	22 —	426	73.5	4.9					(14)
地方	7	〔地〕丸や焼津青果 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒425-0071〉 焼津市三ヶ 名1100	丸や焼津青果㈱ 代表取締役社長 原田 正博	〈054〉 628-4165 628-4167	7:30	18	1,094	258	21	1,373	91.9	2.5	2,495	660	961		39
								11	283 8.0	94 8.0	20 —	397	95.7	—					(35)
地方	8	〔地〕藤枝中央青果 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒426-0037〉 藤枝市青木2 丁目8-15	㈱藤枝中央青果 代表取締役 村松 弘志	〈054〉 641-0416 644-3416	7:30	15	3,739	822	—	4,561	72.3	0.8	5,210	1,890	55		34
								25	620 8.0	278 8.0	—	898	87.1	1.8					(29)
地方	9	〔地〕相良青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	〈〒421-0533〉 牧之原市新 庄587	㈱相良青果市場 代表取締役社長 永田 正之	〈0548〉 58-1288 58-1802	7:30	10	2,372	1,085	60	3,517	62.9	1.8	8,528	1,630	3,684		86
								20	625 8.0	703 8.0	45 —	1,373	49.9	2.7					(37)

区分	番号	市場名 開設者名	開設区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 F A X	せり 開始 時刻	資本 金 (百万 円)	上段：取扱量(トン) 中段：取扱高(百万円) 下段：手数料率(%)				県内産 取扱 率 (%) 上：野 菜 下：果 実	輸入品 取扱 率 (%) 上：野 菜 下：果 実	施設規模(m <sup>2</sup> )			仲 卸 業 者	買受人  ( )内は 常時再掲
									従業 者数 (人)	野菜	果実	その他			計	用地	卸売場		
地方	10	〔地〕吉田青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒421-0301) 榛原郡吉田町住吉714-2	㈱吉田青果市場 代表取締役 杉山 孔将	<0548> 32-0267 32-2005	7:30	56	264	26		290	19.0		5,196	112	3,000		27 (27)
								7	58	8		66	87.5						
地方	11	〔地〕磐田青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒438-0811) 磐田市一言2578	磐田青果市場㈱ 代表取締役社長 小林 麗子	<0538> 35-2268 35-2267	7:00	10	649	355	3	1,007	51.4		4,649	1,000	5,919		32 (21)
								7	140	101	3	244	88.1						
地方	12	〔地〕協同組合気賀青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒431-1305) 浜松市浜名区細江町気賀1656-3	協同組合気賀青果 代表理事 野口 俊幸	<053> 522-0109 522-0109	7:30	4	127	596	6	729	100.0		4,214	614	1,400		15 (12)
								4	23	99	2	124	100.0						
地方	13	〔地〕湖西青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒431-0301) 湖西市新居町中之郷2324	㈱湖西青果市場 代表取締役 池谷 喜代隆	<053> 594-0712 594-0712	7:30	10	239	171	21	431	60.0		2,400	1,000	1,200		18 (18)
								3	35	35	7	77	60.0						
地方小計								356	50,117	17,146	1,245	68,508	39.6	1.9				5	928 (595)
								212	13,465	8,251	469	22,185	49.0	6.6					
県合計								526	153,377	48,531	3,357	205,265	32.5	1.9				27	1,534 (868)
								436	37,435	22,996	1,130	61,561	45.9	12.0					

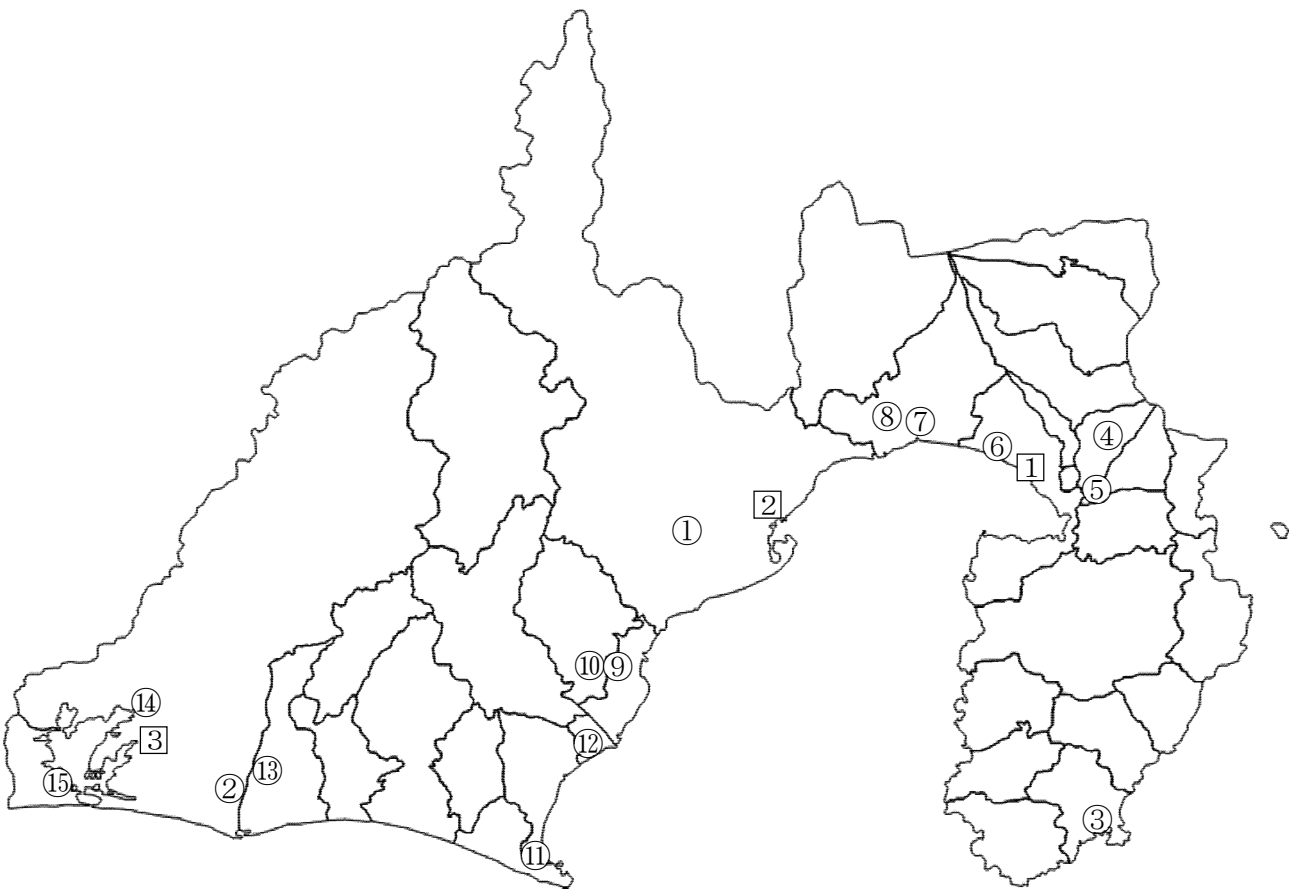
## 2 花き

### (1) 市場別卸売業者の概要

区分	番号	市場名 開設者名	開設区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 FAX	せり 開始 時刻	上段：取扱量（千本又は千鉢） 中段：取扱高（百万円） 下段：手数料率（％）					県内産 取扱率 （％） 上：切花 中：鉢物 下：花木	輸入品 取扱率 （％） 上：切花 中：鉢物 下：花木	施設規模（㎡）			仲 卸 業 者  （ ）内 は 常 時 再 掲		
								資本金 （百万 円）	切花	鉢物	花木	その他			計	用地	卸売場		駐車場	
地方	1	〔地〕 ㈱静岡県花き園芸 卸売市場 （卸売業者に同じ）	民設	（〒410-0007） 沼津市西沢田 榎田332	㈱静岡県花き園 芸卸売市場 代表取締役社長 濱島 真	〈055〉 923-1818 924-4118	生花 8:30	98	10,778	1,684	6	—	12,468	15.1	7.2	6,905	639	2,871	378 (204)	
							鉢物 9:00※ 植木 9:30	38	1,228	442	11	80	1,761	14.7	9.1					
地方	2	〔地〕 するが花き卸売市 場 （卸売業者に同じ）	民設	（〒424-0103） 静岡市清水区 尾羽579-1	㈱するが花き卸 売市場 代表取締役社長 青山 孝好	〈054〉 365-1187 365-5991	9:00	95	25,887	4,460	—	—	30,347	25.5	13.9	15,178	1,036	6,000	451 (217)	
								58	2,529	1,000	—	—	3,529	15.4						
地方	3	〔地〕 ㈱浜松生花地方卸 売市場 （卸売業者に同じ）	民設	（〒431-1103） 浜松市中央区 湖東町5851-2	㈱浜松生花地方 卸売市場 代表取締役 山下 哲広	〈053〉 486-3131 486-2261	切花 8:00	99	34,509	2,346	—	—	36,855	17.2	20.5	11,418	2,448	8,052	712 (172)	
							園芸 8:30	70	2,087	515	349	—	2,951	12.8						
地方小計								292	71,174	8,490	6	—	79,670	20.3	14.8	/			3	1,541 (593)
								166	5,844	1,957	11	429	8,241	14.6	9.1					

注：「※」は曜日によってせり開始時刻が異なることを示す。

### 3 県内卸売市場配置図（青果・花き）



#### I 青果卸売市場

番号	市場名	番号	市場名
①	静岡市中央卸売市場	⑨	〔地〕丸や焼津青果
②	浜松市中央卸売市場	⑩	〔地〕藤枝中央青果
③	〔地〕下田青果市場	⑪	〔地〕相良青果市場
④	〔地〕三島青果市場	⑫	〔地〕吉田青果市場
⑤	〔地〕東海青果市場	⑬	〔地〕磐田青果
⑥	〔地〕沼津中央青果	⑭	〔地〕協同組合気賀青果
⑦	岳南富士〔地〕	⑮	〔地〕湖西青果市場
⑧	〔地〕富士青果		

#### II 花き卸売市場

番号	市場名	番号	市場名
㊦	〔地〕静岡県花き園芸卸売市場	㊧	〔地〕浜松生花地方卸売市場
㊨	〔地〕するが花き卸売市場		



## IV 参 考

- 1 卸売市場法
- 2 卸売市場に関する基本方針
- 3 静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領

## ○ 卸売市場法(2020年6月21日から最終改正の施行)

(昭和46年4月3日法律第35号)

最終改正:平成30年6月22日法律第62号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 卸売市場に関する基本方針(第三条)

第三章 中央卸売市場(第四条～第十二条)

第四章 地方卸売市場(第十三条～第十五条)

第五章 雑則(第十六条・第十七条)

第六章 罰則(第十八条・第十九条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、卸売市場が食品等の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。)において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条** この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。
- 3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。
- 4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- 5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

### 第二章 卸売市場に関する基本方針

**第三条** 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項
- 二 卸売市場の施設に関する基本的な事項
- 三 その他卸売市場に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 中央卸売市場

(中央卸売市場の認定)

**第四条** 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
六 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。)に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 中央卸売市場の名称

三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(欠格事由)

**第五条** 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。

一 法人でない者

二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの

三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人  
(変更の認定)

**第六条** 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。  
(中央卸売市場の休止及び廃止)

**第七条** 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。  
(認定の失効)

**第八条** 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。

二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があったとき。

2 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第四条第一項の認定がその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。  
(指導及び助言)

**第九条** 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。  
(措置命令)

**第十条** 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。  
(認定の取消し)

**第十一条** 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなったとき。

二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。

四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定(第六条第一項の変更の認定を含む。)又は第十三条第一項の認定(第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。

五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(報告及び検査)

**第十二条** 中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第四章 地方卸売市場

(地方卸売市場の認定)

**第十三条** 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 取引参加者が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

- ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
- ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
- 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
- イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
- ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法
- 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
六 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

- 六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。
- ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
- ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。
- 七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。
- 八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。
- 6 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。)に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。
  - 一 開設者の名称及び住所
  - 二 地方卸売市場の名称

### 三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(準用)

**第十四条** 第五条から第十条まで、第十一条(第一項第一号に係る部分を除く。)及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定(第六条第一項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事(以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

(農林水産大臣への報告等)

**第十五条** 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

## 第五章 雑則

(助成)

**第十六条** 国は、中央卸売市場の開設者であって食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画(次項において「認定計画」という。)に従って当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従って当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(都道府県が処理する事務等)

**第十七条** この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

## 第六章 罰則

**第十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者

二 第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第十九条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。



※「附則抄」から「附則（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄」までは省略

## 附則（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日
- 二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第二十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（卸売市場に関する基本方針に関する経過措置）

**第二条** 農林水産大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の卸売市場法（以下「新卸売市場法」という。）第三条の規定の例により、卸売市場に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた卸売市場に関する基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。

（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）

**第三条** その開設する卸売市場（新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。）について新卸売市場法第四条第一項の認定を受けようとする開設者（新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項において同じ。）は、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第一項から第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の申請があった場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第五項及び第五条（次条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。
- 3 その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けようとする開設者は、第三号施行日前においても、同項から同条第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。
- 4 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があった場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第五項及び新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第五条（次条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けたものとみなす。
- 5 第一条の規定による改正前の卸売市場法（次条において「旧卸売市場法」という。）第二条第三項に規定する中央卸売市場（次項において「旧中央卸売市場」という。）又は同条第四項に規定する地方卸売市場（次項において「旧地方卸売市場」という。）に係る第一項又は第三項の申請については、新卸売市場法第四条第二項又は第十三条第二項の規定にかかわらず、卸売市場（新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場をいう。次項において同じ。）の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。
- 6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧中央卸売市場又は旧地方卸売市場に該当している卸売市場は、同号に掲げる規定の施行の際第一項又は第三項の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、

新卸売市場法第四条第七項又は第十三条第七項の規定にかかわらず、それぞれ中央卸売市場又は地方卸売市場と称することができる。

(卸売市場を開設する者の欠格事由に関する経過措置)

**第四条** 新卸売市場法第五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)(新卸売市場法第十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧卸売市場法第四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により旧卸売市場法第八条の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第四条第一項の認定を取り消され、又は新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第十三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

(検討)

**第十一条** 政府は、この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第三十一条において同じ。)の施行後五年を目途として、食品等(新食品等流通法第二条第一項に規定する食品等をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等の流通構造の実現の観点から、新卸売市場法及び新食品等流通法の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

**第三十一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

## 卸売市場に関する基本方針

### 第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

#### 1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

#### 2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第4条第5項第6号及び第13条第5項第6号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

##### ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

##### イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

##### ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

##### エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

##### オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

### 3 卸売市場における指導監督

#### (1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

#### (2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

## 第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

### 1 卸売市場の施設整備の在り方（法第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

#### (1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

#### (2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドックシールドや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

### (3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

### (4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

### (5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

## 2 国による支援（法第16条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

## **第3 その他卸売市場に関する重要事項**

### 1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

### 2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

### 3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

## 静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）の規定に基づき、静岡県内の地方卸売市場開設者等が県知事に対して行う申請、届出及び報告書の提出等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法、政令及び省令に定めるところによる。

### (認定事項等)

第3条 地方卸売市場における申請書の様式、提出期限等については別表のとおりとする。

### (認定申請書)

第4条 法第13条第2項に規定する省令第17条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号とする。

2 前項の申請書には法第13条第3項及び省令第17条第3項で定める書類を添付するものとする。

### (事業報告書)

第5条 法第13条第5項第5号の表の五の項（二）に規定する省令第21条第1項の事業報告書の様式は、別記様式第2号とする。

### (認定事項の変更に係る認定申請書)

第6条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項に規定する省令第25条の申請書の様式は、別記様式第3号とする。

### (認定事項の軽微な変更に係る届出書)

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項に規定する省令第27条第1項の届出書の様式は、別記様式第4号とする。

### (業務の休止又は廃止に係る届出書)

第8条 法第14条において読み替えて準用する法第7条に規定する省令第28条第2項の届

出書の様式は、別記様式第5号とする。

(地方卸売市場が中央卸売市場の認定を受けようとする場合の届出書)

第9条 法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項に規定する省令第29条の届出書の様式は、別記様式第6号とする。

(運営状況報告書)

第10条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項に規定する省令第30条第1項の運営状況報告書の様式は、別記様式第7号とする。

附則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附則

この改正は、令和3年1月21日から適用する。

## 別表

様式	提出期限等	提出先	根拠法令等
認定申請書（別記様式第1号）	認定を受けようとするとき	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第13条第1項</li> <li>省令第17条第1項</li> </ul>
事業報告書（別記様式第2号）	事業年度ごとに、卸売業者の決算が総会等において承認されてから90日以内	開設者に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第13条第5項第5号</li> <li>省令第21条第1項</li> </ul>
変更に係る認定申請書（別記様式第3号）	認定を受けた事項について変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第14条で準用する法第6条第1項</li> <li>省令第25条第1項</li> </ul>
認定事項の軽微な変更に係る届出書（別記様式第4号）	認定を受けた事項のうち、以下の事項を変更した日から7日以内 1 開設者の名称、住所、代表者の氏名（開設者の変更を伴うものを除く） 2 卸売市場の名称 3 卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10%以内を増減するもの 4 取扱品目ごとの数量及び金額に関する事項の変更 5 卸売市場の業務の運営体制に関する事項の変更のうち、開設者の組織の人員の増加又は10%未満の減少 6 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 7 卸売市場の業務の卸売業者に関する事項（卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く） 8 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 9 業務規程の変更（法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びビロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。）	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第14条で準用する法第6条第2項</li> <li>省令第27条第1項</li> </ul> ※3から9は、運営状況報告書に変更した事項を記載することで届出書を省略することができる。
業務の休止又は廃止に係る届出書（別記様式第5号）	休止又は廃止の日の30日前まで	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第14条で準用する法第7条</li> <li>省令第28条第2項</li> </ul>
地方卸売市場が中央卸売市場の認定を受けようとする場合の届出書（別記様式第6号）	中央卸売市場の認定申請後速やかに	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第14条で準用する法第8条第2項</li> <li>省令第29条</li> </ul>
運営状況報告書（別記様式第7号）	事業年度ごとに、卸売業者から事業報告書の提出を受けてから30日以内	県に提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第14条で準用する法第12条第1項</li> <li>省令第30条第1項</li> </ul>



**静岡県卸売市場関係資料(令和5年度 青果・花き編)**

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 農業戦略課 農業戦略班

電 話 : 054-221-3611 F A X : 054-221-2839